

広川町農業委員会

第 29 回総会議事録

令和 4 年 12 月 5 日

# 広川町農業委員会第29回総会議事録

令和4年12月5日広川町農業委員会第29回総会が広川町役場3階301・302号会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
議案第4号 非農地証明に関する件  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	欠	鐘ヶ江 百合子
欠	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	8	弓削 和幸
2	重野 秀夫	9	船越 誠治
3	鹿田 勝師	10	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
5	丸山 和幸	12	中島 和彦
6	馬場 啓介	13	牛島 信二
7	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項3件、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 中村和弘 農業委員、12番 渡邊鉄也 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項1(順位1) 大字 吉常 他3筆 借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：耕作者の都合により解約し解約後は別の農家が耕作する旨説明。(順位2) 大字 吉常 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 理由：耕作者の都合により解約し解約後は別の農家が耕作する旨説明。(順位3) 大字広川 他1筆理由：耕作者の都合により解約し所有権移転する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。報告事項1順位1から順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字広川 他1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買

議長 本日は申請人の方から申請理由について説明をお願いするようしております。

申請人■■■■他2名着席

■■■■ 私は申請人の■■■■の夫で長く兼業で農業をしており、今回新たに農地を取得する申請をしておりますのでよろしくお願いします。

事務局 取得後の農地の利用計画について説明をお願いします。

■■■■ 現在、申請地はイチゴの苗床としてイチゴ農家の方が借りられておりますのでそのまま貸したいと思っています。

11番 野田光浩 農業委員 今回申請されてある農地は基盤整備地区内の農地で農地以外の目的には利用できないことは分かっていますか。

■■■■ 私も当条集落の出身ですので分かっています。

11番 野田光浩 農業委員 基盤整備地区内の農地については土地改良区で賦課金を徴収しておりますので手続きもお願いします。また、奥さん名義で買われるのは何か理由があるんですか。

■■■■ 私の実家の農地ですので、私名義で申請しております。

11 番 野田光浩 農業委員 この間、取得された農地についても農地として利用されてなかったのが農地として耕作していただき、農地内に建ててある建物についてもすぐ撤去されるよう現地をお願いしておりましたがまだ撤去されていないようですのですぐに撤去されるようお願いいたします。

■■■■ はい、わかりました。

10 番 野田隆文 推進委員 私からも■■■■さんに対して事務局と農業委員と一緒に現地で撤去されるよう再三お願いしておりましたが、まだ撤去されていない状況ですので農業委員の皆さんも今回の申請に対して本当に農地として利用されるのか不信感を持たれていると思います。

10 番 稲員雅史 農業委員 地元委員の説明を聞いたところ、何度も注意や指導しても何ら従われていないということですので申請人の■■■■さんに対して信用性がないように思います。そもそも取得された農地に建物を建てたり農地以外に利用されること自体がおかしいんじゃないですか。

議長 審議の途中ですが休憩します。

休憩 13 時 48 分 再開 13 時 58 分

議長 休憩を取り消して審議を再開します。申請人の■■■■さんから再度説明をお願いします。

■■■■ この間、取得した農地に建てている建物については一部残して農具の物置として利用する計画でしたが撤去します。また、農地以外に利用したことも私の勘違いでしたので深くお詫びいたしますとともに、今回申請しております農地につきましては農地以外に利用することはできないことは分かっておりますので農地として耕作することを約束いたします。

7 番 渡邊和江農業委員 現在、農地以外に利用されている農地は農地として利用できるようにされるのでしょうか。

事務局 現在、牧の木を植えておられ植木畑として利用されています。

7 番 渡邊和江農業委員 現地の写真をお願いします。

事務局 現地の写真提示

7 番 渡邊和江農業委員 当初は野菜を作付けられるということで農業委員会は承認したと思いますが。

■■■■ 最初は、野菜を作っておりましたがイノシシ被害で全く取れませんでしたので植木を植えております。

3 番 山村佳代子 農業委員 ■■■■さんは申請される時にイノシシの被害対策をして道の駅に野菜を出荷されるということではなかったんですか。見たところ被害対策もされずに取得されてすぐに農地以外に利用されたように思います。このようなことに委員の皆さんは■■■■さんに対して不信感を持っておられるのではないのでしょうか。

10 番 野田隆文 推進委員 地元担当委員として■■ ■■さんに申し上げますが総会の場で説明される場合は責任をもって発言していただきたいと思います。

3 番 山村佳代子 農業委員 今借りてあるイチゴ農家の方は久留米の方ですか。

11 番 野田光浩 農業委員 現在、藤田の■■ ■■さんのハウスを借りてイチゴを栽培されています。

議 長 他に申請人の方に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 質問意見等もないようですので申請人の方は退席をお願いします。

申請人 退席

議 長 この件について質問意見等がありましたらお願いします。

10 番 野田隆文 推進委員 申請内容や現在の農地の管理状況については、只今審議されましたとおりですので委員の皆様のご判断をお願いします。

3 番 鹿田勝師 推進委員 今月、現地調査をしたときに見た感じでは先程の写真より植木の本数が増えていたようですが野菜の栽培が困難でしたら、植木を植えられることはやむを得ないのではないかと思います。

6 番 馬場啓介 推進委員 植木を植えられて管理されなければ荒廃して山林化してしまうのではないのでしょうか。

事務局 管理されなければ農業委員会から指導しますし、非農地証明が出た場合も総会の承認事項ですので、農業委員会が知らない間に農地以外に変更されることはありません。

11 番 野田光浩 農業委員 農業委員会としては農地として耕作されることと現在建っている建物について撤去するという確約書を提出していただきたい。

会長代理 提出期限はいつまでにするんですか。

3 番 山村佳代子 農業委員 確約書提出後に再審議するということはできないのでしょうか。

事務局 確約書については事務局から申請人に対して了解を頂き早急に提出をお願いしたいと思います。

7 番 渡邊和江 農業委員 私は、前回農地として取得されて問題になっているこの件についてきちんと整理した後に改めて審議すべきだと思います。

議 長 この件につきましては、今回保留とし申請人から確約書を提出していただき現地確認後に次回の総会で再度審議したいと思いますがいかがでしょうか。

委 員 全員異議なし。

議 長 全員異議ないものと認めこの件については保留とし次に進みます。議案第 2 号農地

法第4条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字吉常 申請人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

3番 鹿田勝師 推進委員 申請人の■■■■さんが住宅を建築するのに、現在の敷地では手狭なために敷地に隣接する農地を住宅用地として転用したいということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字川上 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 中島康則 推進委員 現地を確認したところ進入道路、排水溝も整備されており転用されるのに何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字日吉 譲受人：■■■■ 譲渡人：持分1/2 ■■■■ 持分1/2 ■■■■ 申請理由 貸駐車場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5番 丸山和幸 推進委員 道路挟んだ申請地の北側で物流倉庫等の建設も進んでおり従業員の貸駐車場として転用したいということですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田光浩 農業委員 図面では申請地の西側がはみ出ていますが計画に入っていないんですか。

事務局 転用は図面どおりに計画されています。

11 番 野田光浩 農業委員 西側の農地の方は同意されているんですか。

事務局 同意されています。

議 長 他に、質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 隣接地の工事に伴う一時転用

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6 番 馬場啓介 推進委員 申請地の北側の竹林を造成工事される作業場と伐採した竹等の一時仮置場として利用したいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 4 号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 大字新代 申請人 ■■■■ 理由 荒廃し山林化しているため。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9 番 船越誠治 推進委員 申請地は私が小さい時から耕作されておらず山林化していましたのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 農地中間管理事業による所有権移転 大字広川 他 1 筆 買主 ■■ ■■  
売主 ■■ ■■

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし、異議ない旨町長に報告する事とします。以上で審議はすべて終わりました。